

平成29年11月30日裁決

主文

後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、厚生年金保険の被保険者であったC(以下「亡C」という。)が平成○年○月○日に死亡したので、その母であるとして、同年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、「先順位者である配偶者の遺族厚生年金が決定されているため。厚生年金保険法五十九条第2項により、父母は配偶者又は子が遺族厚生年金の受給権を取得したときは、それぞれ遺族厚生年金を受けることができる遺族としない」とあり、先順位者である配偶者が遺族厚生年金の受給権者となったことにより、遺族厚生年金は不支給と決定します。」として、遺族厚生年金を不支給とする旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、○○審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服の理由は、本裁決書に添付した別紙1に記載のとおりである。また、利害関係人から審査官及び当審査会に対し意見書として、それぞれ本裁決書添付の別紙2及び別紙3が提出されている。

第3 問題点

1 厚生年金保険の被保険者が死亡した場合で、死亡した者について、その死亡日

の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるもの(以下「適格死亡者」という。)であるとき、その適格死亡者の遺族(適格死亡者の配偶者又は一定の要件を満たした子、父母、孫若しくは祖父母)であって、適格死亡者の死亡の当時、適格死亡者によって生計を維持した者に遺族厚生年金が支給される。そして、上記一定の要件とは、父母の場合は、55歳以上であることであり、また、父母は、配偶者又は子が遺族厚生年金の受給権を取得したときは、遺族厚生年金を受けることができる遺族としないとされている。そうして、適格死亡者によって生計を維持した者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚生年金保険法第58条第1項第1号(平成24年法律第62号による改正前のも)及び第59条、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。))。

2 本件の場合、亡Cの死亡の当時、亡Cが適格死亡者に該当すること、亡Cと利害関係人が戸籍上婚姻の届出をした夫婦であること、及び、請求人が、55歳以上で、亡Cの母であり、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであることについては、後記第4の1(1)、(2)、(4)及び(5)の各認定事実から明らかであり、これらの点について当事者間に争いはないものと認められるところ、請求人は、前記第2の2記載の理由で原処分がされたこと

を不服としているのであるから、本件の問題点は、本件における具体的事実関係に照らして、まず、利害関係人が、亡Cの死亡の当時、亡Cによって生計を維持した者と認めることができるかどうかということである。そして、それが認められない場合は、次に、請求人が、亡Cの死亡の当時、亡Cによって生計を維持した者と認めることができるかどうかということである。

第4 事実の認定及び判断

1 本件記録及び本件手続の全趣旨によれば、次の事実を認定することができる。
(略)

2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 保険者は、遺族厚生年金の受給権に係る生計維持関係の認定等の取扱いについて、本件通知を定めており、生計維持関係の認定については、適格死亡者との生計維持関係が認められるためには、生計維持認定対象者が適格死亡者と生計同一関係があり、かつ、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであることが必要であるとしている。そして、生計維持認定対象者が、適格死亡者と住民票上同一世帯に属している適格死亡者の母又は配偶者であるときは、生計同一関係があると認められるとし、生計維持認定対象者が適格死亡者の配偶者で、住所が適格死亡者と住民票上異なっているときは、当該配偶者が適格死亡者と生計同一関係が認められるためには、次のいずれかに該当する必要があるとしている。ただし、これにより生計同一関係・生計維持関係の認定を行うことが、実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでないとしている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしているとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の

止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

(2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとして、相当と解されるところ、上記1(3)によれば、利害関係人は、亡Cの死亡の当時、D宅において、亡Cとともに、請求人を世帯主とする世帯に属していたことが認められているのであるから、この事実に基づいて生計同一関係・生計維持関係を判断することが、実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合を除いて、利害関係人は、亡Cによって生計を維持した者と認められる。それに対し、請求人は、亡Cの死亡の当時、利害関係人は、実際にはD宅に居住していないし、亡Cから経済的援助も受けていないとして、亡Cによって生計を維持した配偶者に該当しない旨主張しているのであるから、まず、この点について検討してみると、上記1の各認定事実を総合すれば、利害関係人は、亡Cの死亡の当時、亡Cによって生計を維持した者と認められないとするのが相当である。

すなわち、メールA、メールB、利害申立書及び別紙2によれば、利害関係人は、〇〇でマッサージの仕事に従事するため、少なくともメールA及びメールBが送信された平成〇年〇月〇日の時点において、〇〇町宅を借りて同宅に居住していることが認められ、審理期日においても、利害関係人は、亡Cの入院前から〇〇町宅を借りて、〇〇でマッサージの仕事に従事し、亡Cの入院後も、その仕事を続け

ている旨を陳述し（上記1(11)）、しかも、〇〇と〇〇の往復の交通費もかかるから、毎週、〇〇に見舞いに来なくてもよいと亡Cから言われていたもので、〇〇でのマッサージを続けていたとし、利害申立書においても、「勿論、会って一緒に時を過ごすことも頻繁でした」との記載はあるものの、「それからまた夫の実家と移り、それとは別に、アルバイトのためにアパートを借りました。夫との関係が悪くなったわけではなく、要因は別にありましたので、夫とは、毎日、電話で話をしたりメールを交わしていました。」としているのであるから、利害関係人は、亡Cが入院した後も、マッサージの仕事をしながら、住民票の住所であるD宅ではなく、〇〇町宅を居所として〇〇で生活することを主としていたことがうかがわれるのである。また、a社回答書によれば、亡Cは、a社に対し、利害関係人との平成〇年〇月の婚姻及び平成〇年〇月の離婚については異動届を提出していたものの、利害関係人との平成〇年〇月の婚姻については異動届を提出しておらず、平成〇年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を、配偶者「無」、控除対象扶養親族「E」と記載して提出していたとされ、本件源泉徴収票及び本件決定通知書の記載内容からも、亡Cは、平成〇年〇月に利害関係人と婚姻した後も、利害関係人を所得税法上の控除対象配偶者（以下、単に「控除対象配偶者」という。）として申告していなかったことが認められ、上記1(6)によれば、利害関係人の平成〇年の合計所得金額は〇万円であるから、少なくとも平成〇年については、亡Cが利害関係人を控除対象配偶者として申告していないのは、利害関係人の合計所得金額を理由とするものでないことが確認でき（控除対象配偶者は、合計所得金額が年38万円以下の者とされている。）、そうすると、利害関係人を亡Cの控除対

象配偶者とすることにより、亡Cに特段の不利益の発生が確認できない本件においては、亡Cが、住民票上D宅において亡Cと同一世帯に属す利害関係人を、控除対象配偶者として申告しなかったのは、亡Cが利害関係人を生計を一にした配偶者とは認めていなかったためであることがうかがわれるのである。さらに、利害関係人は、利害申立書において、亡Cからの経済的援助について「二度目の結婚の時も、生活費は夫の稼得に依っていました。受け取っていた額は月によって異なりますが、7～15万円くらいです。」と記載しているところ、審理期日において、利害関係人は、その受取方法、金額及び時期について、いつも、亡Cが銀行に行き、利害関係人は、車の中で待っていて、封筒に入ったお金を手渡して受け取っていたとし、最初は15万円であったところ、その後12万円となり、しかも、経済的援助を受けていた時期は、亡Cが入院する（平成〇年〇月〇日）前までであった旨を陳述しているのである（上記1(11)）。そして、審理期日後に利害関係人代理人から提出された、b銀行c支店が作成した亡Cを取引先名とする預金口座に係る取引推移一覧表（照会期間平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで。以下「本件取引一覧表」という。）によれば、本件取引一覧表はa社から給与及び賞与が振り込まれていた口座に係るものであり、a社からの振込は、亡Cが入院した平成〇年〇月以降も平成〇年〇月の給与の振込まで続いていたことが確認できるところ、本件取引一覧表において利害関係人への振込として、平成〇年〇月〇日に〇万〇〇〇〇円、同年〇月〇日に〇万円、平成〇年〇月〇日に〇〇〇〇円、同年〇月〇日に〇万〇〇〇〇円及び同年〇月〇日に〇万〇〇〇〇円が存在することは認められるものの、それらはいずれも金額的にも少額であるし、平成〇年〇月か

ら平成〇年〇月までの間にわずか5回であり、平成〇年〇月以降に利害関係人への振込はなく、また、利害関係人が利害申立書又は審理期日において陳述する、毎月7万円ないし15万円に近い金額を定期的に出金するような取引は、本件取引一覧表上、その照会期間である平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間をとおして確認できないのであるから、利害関係人の亡Cからの経済的援助に係る主張を裏付ける客観的な資料も存在しない本件においては、利害関係人の経済的援助に係る主張は認められないというべきである。そうすると、亡Cが、入院し病気療養中であるにもかかわらず、利害関係人はマッサージの仕事に従事しながら、〇〇での生活を中心としていたことがうかがわれ、亡Cは、勤務先にも利害関係人との2回目の婚姻を報告せずに、利害関係人を控除対象配偶者として申告もしておらず、利害関係人が亡Cから受けていた経済的援助についても、亡Cが平成〇年〇月に入院する前まで受けていたとの主張であり、加えて、入院前についても利害関係人の経済的援助に係る主張を認めるに足る資料はないのであるから、これらを総合して考えるに、利害関係人は、亡Cの死亡の当時において、住民票上は、亡CとD宅において世帯を同一にしていたものの、その実態は、〇〇でマッサージの仕事に従事しながら、〇〇町宅で起居していたものと認めるのが相当であり、住民票上の記載をもって生計同一関係・生計維持関係を判断するのは、実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合に該当すると認められ、住民票上同一世帯であることをもって生計同一要件を満たしているものとは認められないというべきである。そして、本件については、本件通知の生計維持認定対象者と適格死亡者の住所が住民票上異なっている場合を

準用して生計同一関係・生計維持関係を判断するのが相当であると考えられるところ、上記説示のとおり、亡Cの死亡の当時、利害関係人が亡Cから経済的援助を受けていたとは認められないのであるから、上記(1)のイの(ア)を満たしているとはいえず、その他の点を検討するまでもなく、上記(1)のイに該当しないというべきであり、上記(1)のAに該当しないことは上記説示のとおりであるから、利害関係人は、上記(1)のA及びイのいずれにも該当せず、亡Cの死亡の当時、亡Cによって生計を維持した者とは認められないというべきである。

(3) そして、上記1(3)によれば、亡Cの死亡の当時、亡CはD宅において請求人を世帯主とする世帯に属し、a社回答書、本件源泉徴収票及び本件決定通知書によれば、亡Cは平成〇年分まで請求人を所得税法上の控除対象扶養親族(同居老人扶養親族)として申告していたことが認められるのであるから、請求人は、亡Cの死亡の当時、亡Cによって生計を維持した者と認めるべきである。

(4) 以上によれば、請求人には、亡Cに係る遺族厚生年金が支給されるべきであり、これと趣旨を異にする原処分は、妥当でないから、取り消されるべきである。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。